

保険補償・免責補償制度について

<保険補償額>

万一事故の場合でも、下記の限度額の範囲で保険金が支給されます。

対人 1名につき無制限(自賠責保険含む)

対物 1事故につき無制限(免責0万円 全車両) 対物全損時修理差額特約

車両 1事故につき時価まで(免責0万円 全車両) 一般条件であらゆる事故に対応できます。

人身傷害 1名につき3000万円 マイクロバス1事故90000万円 注1

搭乗者傷害 1名につき1000万円、マイクロバス1名につき3000万円1事故90000万円 注2

その他特約 全車両に弁護士費用特約付帯有り

注1 搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含みます)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。(限度額3000万円;損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施)

注2 搭乗者のケガの支払いは、搭乗者傷害保険で部位・症状別定額支払いとなります。

人身傷害の支払いとは別枠支払いになりますので、ケガの補償も万全です。

*保険の免責金額は0円で自己負担なしは業界最高水準、ただし給付される保険金を越える損害率はおお客様のご負担となります。

*保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。また警察の事故証明のない場合、保険金が給付されない場合もございます。

<免責補償制度>

免責補償料:全車両無料です。